

みなし通知電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※自家用電気工作物に係る電気工事のみを行う方で、かつ、建設業許可を受けている方

様式第16の2 (第12条)

通知電気工事業者通知済票	
通知先	千葉県知事み通第〇〇〇〇〇〇〇号 ①
通知の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 ③
代表者の氏名	〇〇 〇〇 ④
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑤

(備考)

- 1 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識に記載する事項は、受理通知書や開始通知書等を参考とすること。
- 3 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更通知書を提出すること。

参考

<p style="text-align: center;"><b>電気工事業開始通知受理通知書</b></p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③</p> <p>上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定による通知があったことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県知事</p> <p>1 通知年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②</p> <p>2 通知番号 千葉県知事み通第〇〇〇〇〇〇〇号 ①</p>	<p style="text-align: center;">様式第21 (第26条) <b>電気工事業開始通知書</b></p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③</p> <p style="text-align: center;">法人にあつては 代表者の氏名 〇〇 〇〇 ④</p> <p>電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた・・・</p> <p>2 電気工事業を開始した年月日</p> <p>3 営業所 営業所の名称 〇〇〇〇〇〇〇 ⑤ 営業所の所在地</p>
---	--